

募集要項等の改訂 新旧対照表

募集要項

新（令和 7 年 10 月改定版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
P.12 2－1 1．サービス対価の支払い (1) サービス対価の支払い停止及び減額 下水処理場における日々の運転管理において、放流水質又は脱水ケーキ含水率が要求基準値を超過若しくはその恐れがある場合、若しくは市によるモニタリングの結果、実施業務の契約内容未達若しくはその恐れがある場合には、市が策定するモニタリング実施計画書に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、市は事業者に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を行うものとする。 このうち、【③勧告】に相当する措置を行う場合においては、市はその是正が確認できるまで別紙 5 の定めるところによりサービス対価の支払いを停止することができる。 また、市は、放流水質の法定水質基準未達による命令又は脱水ケーキ含水率の汚泥契約基準未達に伴う勧告を受けた事業者に対し、別紙 5 の定めるところによりサービス対価の支払について減額することができる。	P.12 2－1 1．サービス対価の支払い (2) サービス対価の支払い停止及び減額 下水処理場における日々の運転管理において、放流水質又は脱水ケーキ含水率が要求基準値を超過若しくはその恐れがある場合、若しくは市によるモニタリングの結果、実施業務の契約内容未達若しくはその恐れがある場合には、市が策定するモニタリング実施計画書に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、市は事業者に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を行うものとする。 このうち、【③勧告】に相当する措置を行う場合においては、市はその是正が確認できるまで別紙 3 の定めるところによりサービス対価の支払いを停止することができる。 また、市は、放流水質の法定水質基準未達による命令又は脱水ケーキ含水率の汚泥契約基準未達に伴う勧告を受けた事業者に対し、別紙 3 の定めるところによりサービス対価の支払について減額することができる。
P.15 2－1 5－4．性能未達の場合における措置 市は、モニタリングの結果、事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、事業契約書に定める規定に従い、別紙 5 に示すように、事業者に対して【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】、【⑤命令】といった措置を行い、サービス対価の支払停止や減額等を行うことができるものとする。	P.15 2－1 5－4．性能未達の場合における措置 市は、モニタリングの結果、事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、事業契約書に定める規定に従い、別紙 3 に示すように、事業者に対して【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】、【⑤命令】といった措置を行い、サービス対価の支払停止や減額等を行うことができるものとする。

新（令和 7 年 10 月改定版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
P.15 2－16．保険 事業者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、別紙 6に示す。	P.15 2－16．保険 事業者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、別紙 4に示す。
P.19 3-3-3．応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別） (2) 工事を担当する企業 ア 工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。 ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。 ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。 ②処理場施設に係る機械設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の機械設備を元請として施工した実績を有すること。 ③処理場施設に係る電気設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。 ④工水管路の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に内径 400mm 以上の水道又は工業用水道管路施設の布設工事を元請として施工した実績を有すること。 イ 工事を単独で実施する場合は、上記①から④までのすべての要件を満たすこと。	P.19 3-3-3．応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別） (2) 工事を担当する企業 ア 工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。 ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。 ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。 ②処理場施設に係る機械設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の機械設備を元請として施工した実績を有すること。 ③処理場施設に係る電気設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。 ④工水管路の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に内径 400mm 以上の水道又は工業用水道管路施設の布設工事を元請として施工した実績を有すること。 イ 工事を単独で実施する場合は、上記①から④までのすべての要件を満たすこと。

新（令和 7 年 10 月改定版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
ウ 工事を複数の者で実施する場合は、上記①については全ての者が満たすこととし、上記②から④までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、上記①を満たす者について、少なくとも 1 者以上の出資企業を含む必要がある。 エ 工事に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が上記②から④までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。 (3) 運転管理・保守管理を担当する企業 ア 運転管理・保守管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。 ①処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。ただし、処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。 a 新居浜市下水処理場運転管理業務 ・国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。 ・平成 27 年度以降に標準活性汚泥法（現有処理能力 25,700m³／日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。	ウ 工事を複数の者で実施する場合は、上記①については全ての者が満たすこととし、上記②から④までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。 エ 工事に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が上記②から④までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。 (3) 運転管理・保守管理を担当する企業 ア 運転管理・保守管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。 ①処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。ただし、処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。 a 新居浜市下水処理場運転管理業務 ・国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。 ・平成 27 年度以降に標準活性汚泥法（現有処理能力 25,700m³／日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務の実績を有していること。

募集要項別紙

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
P. 別紙-28 別紙 2 イ．対価の算出方法と支払方法 コンサルタント業務について、市と事業者は本募集要項【別紙 4】の規定に従って、各業務についての契約を行うものとする。 そのうえで、年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として支払うものとする。 ①計画策定及び実施設計に係る対価（サービス対価 C-1 及び C-2）の算出方法と支払方法 年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。 ②管路施設の工事監理に係る対価（サービス対価 C-3）の算出方法と支払方法 <u>年度実施協定額に基づく当該年度支払額を 12 月で除した金額について毎月支払うものとする。</u>	P. 別紙-28 別紙 2 イ．対価の算出方法と支払方法 コンサルタント業務について、市と事業者は年度実施協定を締結する。 そのうえで、年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として支払うものとする。 なお、委託内容に変更が生じた場合は、官積算により算出される変更金額を基に市と事業者が協議して契約変更額を決定するものとする。 ①計画策定及び実施設計に係る対価（サービス対価 C-1 及び C-2）の算出方法と支払方法 年度実施協定額及び官積算額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。 ②管路施設の工事監理に係る対価（サービス対価 C-3）の算出方法と支払方法 <u>事業者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を 12 月で除した金額について毎月支払うものとする。</u>
P. 別紙-33 別紙 2 イ．対価の算出方法と支払方法 面整備業務について、市と事業者は本募集要項【別紙 4】の規定に従って、各業務についての契約を行うものとする。 そのうえで、年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要し	P. 別紙-33 別紙 2 イ．対価の算出方法と支払方法 面整備業務について、市と事業者は年度実施協定を締結するとともに、事業者は当該年度委託について官積算を行う。 そのうえで、年度実施協定額及び官積算額の範囲内で契約・履行され

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
た費用をサービス対価として支払うものとする。 ①面整備実施設計に係る対価（サービス対価 F-1）の算出方法と支払方法 年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。 ②管路施設の工事監理に係る対価（サービス対価 F-2）の算出方法と支払方法 <u>年度実施協定額に基づく当該年度支払額を 12 月で除した金額について毎月支払うものとする。</u>	た委託に要した費用をサービス対価として支払うものとする。 ①面整備実施設計に係る対価（サービス対価 F-1）の算出方法と支払方法 年度実施協定額及び官積算額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。 ②管路施設の工事監理に係る対価（サービス対価 F-2）の算出方法と支払方法 <u>事業者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を 12 月で除した金額について毎月支払うものとする。</u>
P. 別紙-42 別紙 4 コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び変更方法 （新規追加）	（なし）
P. 別紙-44～48 別紙 5 サービス対価の支払い停止及び減額 （別紙番号の変更、ページ番号修正）	P. 別紙 42～46 別紙 4 サービス対価の支払い停止及び減額
P. 別紙-49 別紙 6 事業者が付保すべき保険 （別紙番号の変更、ページ番号修正）	P. 別紙 47 別紙 5 事業者が付保すべき保険

要求水準書

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
P. 17 3－4－2．保守管理業務の要求水準 （２）保守点検業務 （ア）建築物、建築付帯設備の保守点検及び簡易な補修 下水処理場の建築物及び建築付帯設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、備付工具、支給材料を用いて現場従事者において対応可能な補修・調整を事業者の負担で行うものとする。 （イ）機械設備、電気・計装設備の保守点検、簡易な補修及び塗装 機械設備、電気・計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、下水処理場のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、備付工具、支給材料を用いて現場従事者において対応可能な補修・調整及び塗装を事業者の負担で行うものとする。	P. 17 3－4－2．保守管理業務の要求水準 （２）保守点検業務 （ア）建築物、建築付帯設備の保守点検及び簡易な補修 下水処理場の建築物及び建築付帯設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、資材の調達等が不要な軽微なものについては補修・調整を事業者の負担で行うものとする。 （イ）機械設備、電気・計装設備の保守点検、簡易な補修及び塗装 機械設備、電気・計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、下水処理場のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、資材の調達等が不要な軽微なものについては補修・調整及び塗装を事業者の負担で行うものとする。
P. 22 3－5－2．保守管理業務の要求水準 （２）保守点検業務 （ア）建築物、建築付帯設備の保守点検及び簡易な補修 受入施設の建築物及び建築付帯設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、備付工具、支給材料を用いて現場従事者において対応可能な補修・調整を事業者の負担で行うものとする。 （イ）機械設備、電気・計装設備の保守点検及び簡易な修繕	P. 22 3－5－2．保守管理業務の要求水準 （２）保守点検業務 （ア）建築物、建築付帯設備の保守点検及び簡易な補修 受入施設の建築物及び建築付帯設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、資材の調達等が不要な軽微なものにつ ては補修・調整を事業者の負担で行うものとする。 （イ）機械設備、電気・計装設備の保守点検及び簡易な修繕

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
機械設備、電気・計装設備は故障や事故が発生すると受入施設全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、受入施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良個所又は破損個所のうち、備付工具、支給材料を用いて現場従事者において対応可能な補修・調整を事業者の負担で行うものとする。	機械設備、電気・計装設備は故障や事故が発生すると受入施設全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、受入施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行うものとする。なお、点検時に発見した不良個所又は破損個所のうち、資材の調達等が不要な軽微なものについては補修・調整を事業者の負担で行うものとする。
P. 56 7－4－3．改築実施設計業務【処理場施設】 （２）業務内容 改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめるものとする。 （ア）改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項 改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認するものとする。 ①工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行う。 ②改築対象施設の改築とあわせた耐震補強の実施が必要な施設に該当するかの確認及びその耐震補強方法の検討を行う。 ③改築対象施設の改築とあわせた土木建築施設等の改築（部分補修、防食及び補強等を含む。）が必要な施設の確認及びその対策方法の検討を行う。	P. 56 7－4－3．改築実施設計業務【処理場施設】 （２）業務内容 改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめるものとする。 （ア）改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項 改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認するものとする。 ①工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行う。 ②改築対象施設の改築とあわせた耐震補強の実施が必要な施設に該当するかの確認及びその耐震補強方法の検討を行う。

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
P. 65 7－5－3. 管路改築工事実施設計業務【水道管路・工水管路】 （１）業務概要 本業務は、水道基幹管路及び工水管路の耐震化並びに改築に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。 なお、業務概要は想定であり事業実施の各段階において市との協議により決定する。 （ア）業務対象（水道基幹管路） ①所在地：北内町、清住町 外 ②竣工年： 昭和 46 年～ ③施設概要：導水管（DIP(A) φ 400 外） L=5, 100m 送水管（DIP(A) φ 400 外） L=2, 350m 配水管（DIP(A) φ 400 外） L=2, 000m	P. 65 7－5－3. 管路改築工事実施設計業務【水道管路・工水管路】 （１）業務概要 本業務は、水道基幹管路及び工水管路の耐震化並びに改築に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。 なお、業務概要は想定であり事業実施の各段階において市との協議により決定する。 （ア）業務対象（水道基幹管路） ①所在地：北内町、清住町 外 ②竣工年： 昭和 46 年～ ③施設概要：導水管（DIP(A) φ 400 外） L=5, 100m 送水管（DIP(A) φ 400 外） L=2, 3500m 配水管（DIP(A) φ 400 外） L=2, 000m
P. 76 10－2. 契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認 （４）契約不適合に対する措置 市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。	P. 76 10－2. 契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認 （４）契約不適合に対する措置 市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。 の定めに従うものとする。
P. 82 14－6. 中間総合評価 （２）重要な要求水準の達成状況の確認 （ア）市は、本事業において事業者が保証すべき【表 3-4-4】に示す各水質項目、【表 3-4-5】に示す脱水ケーキ含水率等の要求水準達成状況、事業者提案事項の実施状況等、要求事項の達成状況について確認するものとする。	P. 82 14－6. 中間総合評価 （２）重要な要求水準の達成状況の確認 （ア）市は、本事業において事業者が保証すべき【表 4-4】に示す各水質項目、【表 4-5】に示す脱水ケーキ含水率等の要求水準達成状況、事業者提案事項の実施状況等、要求事項の達成状況について確認するものとする。

要求水準書 別紙・参考資料

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
別紙 1 【表-1】用語の定義 不可抗力： 事業契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は事業者によっても予見し得ず、もしくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。	別紙 1 【表-1】用語の定義 不可抗力： 市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、疫病、その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
別紙 2 業務の履行に必要な技術者等 1. 事業全体を統括する者（統括遂行責任者） ※各業務主任技術者又はコンサルタント業務の管理技術者との兼任は可能である。 2. 各施設の運転・保守管理を統括する者（業務主任技術者） ※統括遂行責任者及び各業務主任技術者との兼任は可能である。 ①下水処理場業務主任技術者 …下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有し、下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作・監視等の業務）を 10 年以上有する者。 ※下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、業務主任技術者の専任は不要とする。 ②し尿浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者 …し尿・汚泥再生処理施設技術管理士または下水道法第 22 条第	別紙 2 業務の履行に必要な技術者等 1. 事業全体を統括する者（統括遂行責任者） ※各統括責任者又はコンサルタント業務の管理技術者との兼任は可能である。 2. 各施設の運転・保守管理を統括する者（業務主任技術者） ※統括遂行責任者及び各業務主任技術者との兼任は可能である。 ①下水処理場業務主任技術者 …下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有し、下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作・監視等の業務）を 10 年以上有する者。 ※下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、統括責任者の専任は不要とする。 ②し尿浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者 …し尿・汚泥再生処理施設技術管理士または下水道法第 22 条第

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
2 項に規定する資格を有し、し尿処理施設もしくは下水道処理施設の維持管理業務実務経験を 10 年以上有する者。 ※下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、業務主任技術者の専任は不要とする。 2－1. 通常の業務範囲で配置が必要な有資格者 （5）雨水ポンプ場（運転管理） ・第三種電気主任技術者又はプラント施設保守点検（電気設備）の実務経験が直近 5 年中 3 年以上ある者	2 項に規定する資格を有し、し尿処理施設もしくは下水道処理施設の維持管理業務実務経験を 10 年以上有する者。 ※下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、統括責任者の専任は不要とする。 2－1. 通常の業務範囲で配置が必要な有資格者 （5）雨水ポンプ場（運転管理） ・第一種電気工事士
別紙 8 雨水ポンプ場等運転管理保守業務仕様書 2. 作業の内容 （4）樋門・スクリーン施設の操作業務 対象施設は別表第 6 に掲げるとおりとし、日常操作を行う樋門については、「新居浜市樋門操作要領」に準拠し、満潮及び、干潮時に適宜、操作をしなければならない。また、愛媛県管理施設である樋門については、別添の「愛媛県河川管理施設（水門及び樋門）操作要領」、「愛媛県王子川水門操作規則」、「又野川樋門操作要領」、「愛媛県管理海岸水門・陸閘等操作規則」、「多喜浜新田海岸海岸保全施設（水門・陸閘等）操作要領」に準拠し、満潮及び、干潮時に適宜、操作をしなければならない。	別紙 8 雨水ポンプ場等運転管理保守業務仕様書 2. 作業の内容 （4）樋門・スクリーン施設の操作業務 対象施設は別表第 6 に掲げるとおりとし、日常操作を行う樋門については、「新居浜市樋門操作要領」に準拠し、満潮及び、干潮時に適宜、操作をしなければならない。また、愛媛県管理施設である樋門については、別添の「愛媛県河川管理施設（水門及び樋門）操作要領」、「愛媛県王子川水門操作規則」、「又野川樋門操作要領」、「愛媛県管理海岸水門・陸閘等操作規則」、「多喜浜新田海岸海岸保全施設（水門・陸閘等）操作要領」に準拠して、適宜樋門の開閉操作を行わなければならない。
参考資料 1 施設詳細 【表 5 樋門・スクリーンの立地条件】	参考資料 1 施設詳細 【表 5 樋門・スクリーンの立地条件】

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）														
（削除）	<table><tr><th>区分</th><th>施設名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">樋門</td><td>松の端樋門</td><td>八幡 2-7</td><td>2 基</td></tr><tr><td>新六番樋門</td><td>多喜浜 2-16-7</td><td></td></tr><tr><td>新七番樋門</td><td>多喜浜 2-16-7</td><td>3 基</td></tr></table>	区分	施設名称	所在地	備考	樋門	松の端樋門	八幡 2-7	2 基	新六番樋門	多喜浜 2-16-7		新七番樋門	多喜浜 2-16-7	3 基
区分	施設名称	所在地	備考												
樋門	松の端樋門	八幡 2-7	2 基												
	新六番樋門	多喜浜 2-16-7													
	新七番樋門	多喜浜 2-16-7	3 基												
参考資料 4 調達管理業務の想定 （新規追加）	（なし）														

様式

新（令和 7 年年 10 月改訂版）	旧（令和 7 年 9 月 2 日公表版）
様式 1-3 （新規追加）	（なし）
様式 3-1-1 参加資格確認申請時提出書類一覧表（単独で応募する場合） （削除）	様式 3-1-1 参加資格確認申請時提出書類一覧表（単独で応募する場合） 提出書類 保証金免除確認のための書類（履行証明書の原本） 1 部
様式 3-1-2 参加資格確認申請時提出書類一覧表（グループで応募する場合） （削除）	様式 3-1-2 参加資格確認申請時提出書類一覧表（グループで応募する場合） 提出書類 保証金免除確認のための書類（履行証明書の原本） 1 部
様式 3-7 委任状 ※提出企業の種別及び受任者に関する記載例の修正	様式 3-7 委任状
様式 5-4-2 【項目 2】事業の実施体制 ②統括遂行責任者及び業務主任技術者の配置計画	様式 5-4-2 【項目 2】事業の実施体制 ②統括遂行責任者及び統括責任者の配置計画
様式 5-5-3 参考見積内訳書チェックシート ※提案上限額の修正	様式 5-5-3 参考見積内訳書チェックシート